

鶴見川水系河川整備計画 用語集

鶴見川水系河川整備計画 用語集

～あ 行～..... 1

アクセス【あくせす】

アメニティ【あめにてい】

アンダーパス【あんだーぱす】

アンモニア性窒素【あんもにあせいちっそ】

一級河川【いっきゅうかせん】

右岸・左岸【うがん・さがん】

雨水貯留浸透施設【うすいちよりゅうしんとうしせつ】

越流堤【えつりゅうてい】

延焼遮断帯【えんしょうしゃだんたい】

～か 行～..... 3

崖線【がいせん】

回遊魚【かいゆうぎょ】

外来種【がいらいしゅ】

河岸【かがん】

河床【かしょう】

河床掘削【かしょうくつさく】

河床勾配【かしょうこうばい】

河川愛護月間【かせんあいごげっかん】

河川管理施設【かせんかんりしせつ】

河川管理者【かせんかんりしゃ】

河川管理用通路【かせんかんりようつうろ】

河川区域【かせんくいき】

河川空間【かせんくうかん】

河川敷【かせんじき】

河川整備基本方針【かせんせいびきほんほうしん】

河川整備計画【かせんせいびけいかく】

河川調整池【かせんちょうせいち(かせんちょうせいいけ)】

河川法【かせんほう】

河川水辺の国勢調査【かせんみずべのこくせいちょうさ】

河道【かどう】

河道掘削【かどうくつさく】

川の一里塚【かわのいちりづか】

かんがい用水【かんがいようすい】

環境学習【かんきょうがくしゅう】

環境基準値【かんきょうきじゅんち】

環境基準類型指定【かんきょうきじゅんるいけいしてい】

緩傾斜護岸【かんけいしゃごがん】

基準地点【きじゅんちてん】

基本高水【きほんたかみず】

許可工作物【きょかこうさくぶつ】

魚道【ぎょどう】

計画高水位【けいかくこうすいゐ】

計画高水流量【けいかくこうすいりゅうりょう】

洪水【こうずい】

高水敷【こうすいじき】

洪水調節施設【こうずいちょうせつしせつ】

洪水到達時間【こうずいとうたつじかん】

高度処理【こうどしより】

護岸【ごがん】

国土交通省管理区間【こくどうつうしょうかんりくかん】

護床工【ごしょうこう】

～さ 行～..... 13

在来種【ざいらいしゅ】

サブセンター【さぶせんたー】

市街地【しがいち】

市街地率【しがいちりつ】

支川【しせん】

自然地【しぜんち】

斜面林【しゃめんりん】

臭気度【しゅうきど】

浚渫【しゅんせつ】

親水公園【しんすいこうえん】

親水護岸【しんすいごがん】

親水性【しんすいせい】

浸水被害【しんすいひがい】

浸透機能【しんとうきのう】

水系【すいけい】

水質事故【すいしつじこ】

水質指標【すいしつしひょう】

水衝部【すいしょうぶ】

水防活動【すいぼうかつどう】

スロープ【すろーぷ】

生息・生育・繁殖【せいそく・せいいく・はんしよく】

生態系【せいたいけい】

生物多様性【せいぶつたようせい】

堰【せき】

絶滅危惧種【ぜつめつきぐしゅ】

洗掘【せんくつ】

雑木林【ぞうきばやし】

総合治水対策【そうごうちすいたいさく】

側帯【そくたい】

～た 行～..... 20

台地【だいち】

高潮【たかしお】

蛇行【だこう】

多自然川づくり【たしぜんかわづくり】

玉石積み護岸【たまいしづみごがん】

地下水【ちかすい】

地下水涵養【ちかすいかんよう】

築堤【ちくてい】

治水【ちすい】

治水安全度【ちすいあんぜんど】

沖積低地【ちゅうせきていち】

調整池【ちょうせいち(ちょうせいいけ)】

鶴見川流域水マスタープラン【つるみがわりゅういきみずますたーぱらん】

低水護岸【ていすいごがん】

低水流量【ていすいりゅうりょう】

堤内地【ていないち】

堤防【ていぼう】

堤防天端【ていぼうてんば】

堤防法尻【ていぼうのりじり】

伝統工法【でんとうこうほう】

天端【てんば】

透視度【とうしど】

特定都市河川浸水被害対策法【とくていとしかせんしんすいひがいたいさくほう】

～な 行～..... 25

内水【ないすい】

根固め【ねがため】

根継ぎ護岸【ねつぎごがん】

～は 行～..... 26

バク【ばく】

ハザードマップ【はざーどまっぷ】

ピオトープ【びおとーぷ】

干潟【ひがた】

光ファイバー【ひかりふあいばー】

樋管【ひかん】

引堤【ひきてい】

浮子【ふし】

プロムナード【ぷろむなード】

防災拠点【ぼうさいきょてん】

防災調整池【ぼうさいちょうせいち(ぼうさいちょうせいいけ)】

放水路【ほうすいろ】

ボランティア【ぼらんていあ】

掘込み河道【ほりこみかどう】

本川【ほんせん】

～ま 行～.....31

みお(滞)筋【みおすじ】

水循環【みずじゅんかん】

水循環系【みずじゅんかんけい】

水と緑のネットワーク【みずとみどりのねつとわーく】

水辺の楽校【みずべのがっこう】

無機物・有機物【むきぶつ・ゆうきぶつ】

モニタリング【もにたりんぐ】

盛土【もりど】

～や 行～.....33

谷戸【やと】

湧水【ゆうすい】

遊水機能【ゆうすいきのう】

遊水地【ゆうすいち】

ユニバーサルデザイン【ゆにばーさるでざいん】

～ら 行～..... 35

落差工【らくさこう】

利水【りすい】

リバーカウンセラー【りばーかうんせらー】

リバーシビックマネージャー制度【りばーしびつくまねーじゃーせいど】

流域【りゅういき】

流域対策【りゅういきたいさく】

流域ツーリズム【りゅういきつーりずむ】

流下能力【りゅうかのうりよく】

流量【りゅうりょう】

レッドデータブック【れっどでーたぶっく】

～わ 行～..... 36

ワンド【わんど】

～その他～..... 37

BOD【びーおーでいー】

C-BOD【しーびーおーでいー】

CCTV【しーしーていーびー】

N-BOD【えぬびーおーでいー】

PCB【ぴーしーびー】

～あ 行～

・アクセス【あくせす】

鶴見川水系河川整備計画においてアクセスとは、ある目的となる地点へ通じているもののことをいいます。まち側から堤防へ、堤防から水際への階段、スロープなどをアクセス路といいます。
(P.33,55,59)

・アメニティ【あめにてい】

アメニティとは、一般に、快適性や住み心地が良いことを意味します。特に経済性や機能性に偏りがちであった従来の視点を超えたすべての点での便利さや快適性をさしています。
(P.14)

・アンダーパス【あんだーぱす】

鶴見川水系河川整備計画においてアンダーパスとは、河川管理用通路を橋梁のたもとなどで橋梁と同じレベルで平面交差するのではなく、橋梁の下などを使って立体交差する処理を行うことをいいます。通行する人や自転車の動線が途切れず、連続する利点があります。
(P.59)

・アンモニア性窒素【あんもにあせいちっそ】

アンモニア性窒素とは、アンモニウムイオンとして水中に含まれる窒素のことをいいます。多くは家庭からの排水、工場排水、下水処理水、畜産排水などの流入が由来となっています。
(P.26,42)

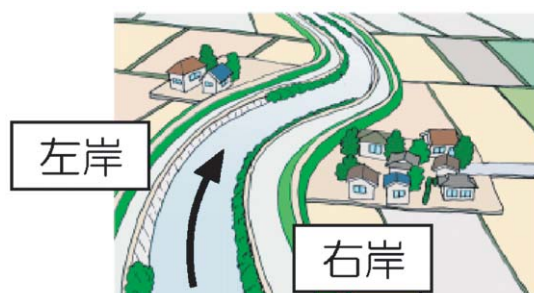
・一級河川【いっきゅうかせん】

一級河川とは、河川法に基づいて重要な川として国土交通大臣が指定した川のことをいい、全国の一級河川は109水系あります。鶴見川も一級河川に指定されています。
(P.1,6,29,38,64)

・右岸・左岸【うがん・さがん】

川の流下方向に対して右側の岸を右岸、左側の岸を左岸といいます。

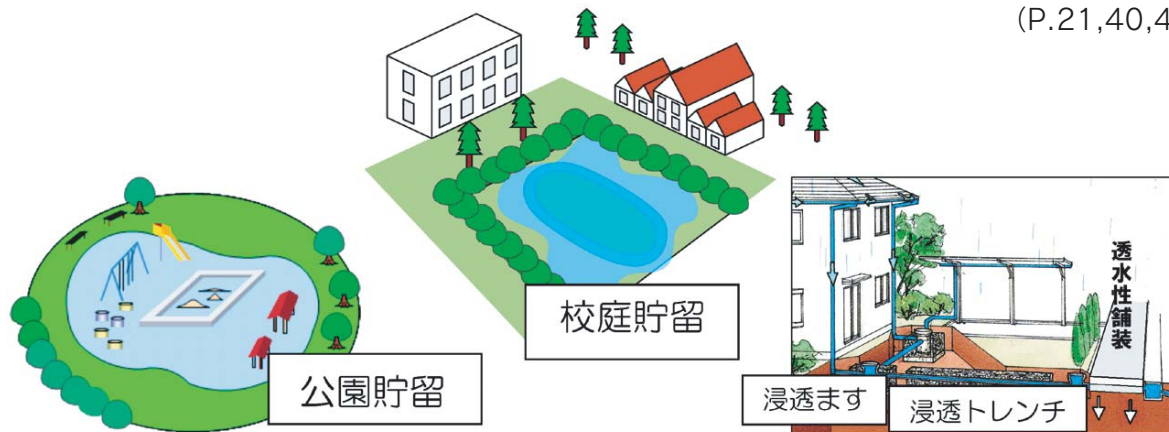
(P.1,49,65,78,79,82,87)



・雨水貯留浸透施設【うすいちよりゅうしんとうしせつ】

雨水貯留浸透施設とは、都市部における保水・遊水機能の維持のために、雨水を積極的に貯留・浸透させるために設けられる施設のことをいいます。貯留施設としては、各戸貯留・団地の棟間貯留・運動場・広場等の貯留施設などがあり、浸透施設としては、浸透ます・浸透井・透水性舗装・浸透トレンチなどがあります。

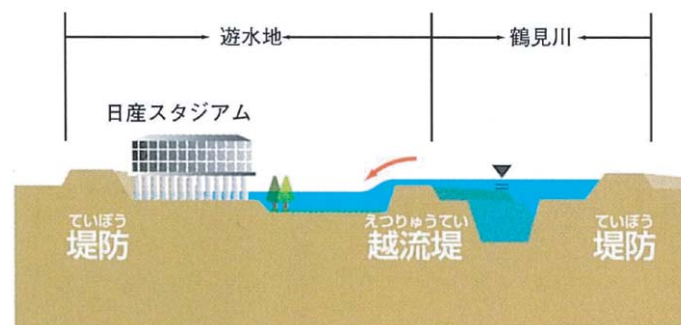
(P.21,40,48)



・越流堤【えつりゅうてい】

越流堤とは、洪水調節の目的で、堤防の一部を低くした堤防のことをいいます。大雨による洪水が越流堤を越え、調整池や遊水地へ流れ込む構造になっています。

(P.8,67,83)



・延焼遮断帯【えんしょうしゃだんたい】

延焼遮断帯とは、市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設のことをいいます。主に道路・河川・鉄道・公園・緑道等の都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道等の不燃建築物を組み合わせることにより延焼遮断帯を構築します。

(P.41)

～か 行～

・崖線【がいせん】

崖線とは、台地などの平坦面から谷底面に向かう崖上の斜面が、川に沿って連続している地形や場所をさします。斜面緑地として残っている場合も多く、台地部の地下水が集まり、崖線から湧水となっている場合もあります。

(P.3,7,48)

・回遊魚【かいゆうぎょ】

回遊魚とは、季節によって一つの生息域から別の場所に移動し、再びもとの生息域に戻ってくる魚のことをいいます。例えば、アユのように川と海の間を行き来する魚などが該当します。

(P.30)

・外来種【がいらいしゅ】

外来種とは、ある地域からもともといなかった地域に、人間の活動によって入ってきた生物のことをいいます。

(P.30,31,46,86)

・河岸【かがん】

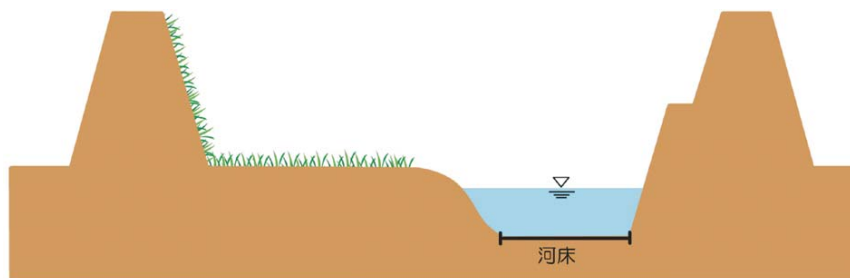
河岸とは、流水に接する高水敷等の水際部のことで、護岸を整備していることもありますが、自然のままの箇所もあります。そのような箇所を、自然河岸といいます。

(P.3,9,30,46,52)

・河床【かしょう】

河床とは、流水に接する川底の部分のことです。

(P.11,12,61,64,68,69,72,73,74,75)



・河床掘削【かしょうくっさく】

河床掘削とは、川底を掘り下げて、洪水時の川の水位を低下させることをいいます。

(P.61,69)

・河床勾配【かしょうこうばい】

河床勾配とは、水の流れている川底の部分の縦断勾配のことをいいます。河床勾配は一般に、上流では大きく下流では小さくなっています。

(P.2,9,16,61)

・河川愛護月間【かせんあいごげっかん】

国土交通省では、河川についての理解を深め、流域全体の良い河川環境の保全と創出を積極的に推進するとともに、河川愛護について広く国民に周知を図ることを目的とし、7月を「河川愛護月間」と定めています。毎年、月間中は各地方整備局や都道府県・市町村地域住民及び河川愛護団体等との連携のもとに、全国各地で河川のクリーン作戦、絵画・作文等のコンクール等の地域の実情に応じた多様な活動を実施しています。

(P.87)

・河川管理施設【かせんかんりしせつ】

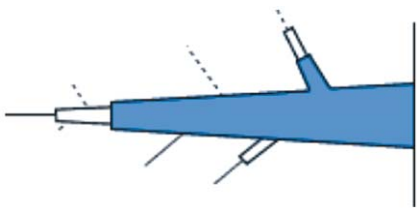
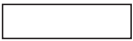
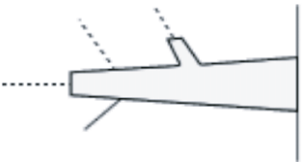
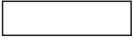
河川管理施設とは、ダム・水門・堤防・堰・護岸・床止め・樹林帯などの河川管理を目的として設置された施設のことで、河川管理者が設置及び管理します。

(P.35,48,52,77,78,79,82,88)

・河川管理者【かせんかんりしゃ】

河川は、公共に利用されるものであり、その保全や利用については適正に行なわなければなりません。この管理について、権限と義務をもつ者が河川管理者です。一級河川については国土交通大臣、二級河川については都道府県知事、準用河川については市町村長が該当します。

(はじめに, P.21,46,88)

水系	模式図	河川別	管理者
一級水系		一 級 河 川 大臣管理区間  指 定 区 間  準 用 河 川  普 通 河 川 	国土交通大臣 都道府県知事 市 町 村 長 地方公共団体
二級水系		二 級 河 川  準 用 河 川  普 通 河 川 	都道府県知事 市 町 村 長 地方公共団体
単独水系		準 用 河 川  普 通 河 川 	市 町 村 長 地方公共団体

・河川管理用通路【かせんかんりようつうろ】

河川管理用通路とは、河川の管理のための通路のことをいいます。通常、流水が流れる部分の外や、堤体の頂部などに設け、平常時は散策やサイクリングに使用されています。

(P.12,72,75)

・河川区域【かせんくいき】

一般的に河川区域とは、堤防と堤防に挟まれた河川の敷地全体のことをいいます。河川区域には河川法が適用されます。

(P.33,87)

※図は、「堤防」を参照

・河川空間【かせんくうかん】

河川空間とは、河川区域における、水面、自然地、施設（グラウンド・公園等）、堤防を含めた空間、広がりを含みます。防災や河川の上空利用を考える場合等には、その上空部分を含めることがあります。

(P.33,44,45,47,58,59,87)

・河川敷【かせんじき】

河川敷（高水敷）とは、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のことをいいます。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かってしまいます。

(P.9,12,62,63,66,75,87)

※図は、「堤防」を参照

・河川整備基本方針【かせんせいびきほんほうしん】

河川整備基本方針とは、河川法第 16 条に河川管理者は基本高水流量その他、河川工事及び河川の維持についてその基本となるべき方針に関する事項を定めるものであり、水系一貫した河川管理を行う上で極めて重要です。河川整備基本方針を定めようとするときは、河川審議会の意見を聞く必要があり、またこの方針を定めた時はこれを公表しなければなりません。

(はじめに, P.20,40)

・河川整備計画【かせんせいびけいかく】

河川整備計画とは、河川整備基本方針に基づき定めるものであり、おおむね 30 年くらい先を見すえた具体的な川づくりのプランのことをいいます。具体的な工事の内容はもちろんのこと、日常行う治水・利水・環境に関する維持管理やソフト施策も含まれています。

(はじめに, P.38)

・河川調整池【かせんちょうせいち（かせんちょうせいいけ）】

河川調整池とは、河川管理者が都市洪水による被害の防止を目的として設置する雨水貯留浸透施設のことをいいます。

(P.48,50,53,55,72,73)

「河川調整池・調整池・防災調整池・遊水地」比較表

	用語集 解説	設置者	設置箇所	備考
河川調整池	河川調整池とは、 <u>河川管理者が都市洪水による被害の防止を目的として設置する雨水貯留浸透施設の</u> ことをいいます。	河川管理者	流域内	流域から河川への流出量を一時的に貯留することで河川の水位を低下
調整池	調整池とは、雨水を一時的に貯めることによって、河川の流量が急激に増加しないよう調整する機能を持った施設のことであり、 <u>防災調整池ともいいます。平時はレクリエーションなどの利用もできる多目的な施設もあります。また、河川管理者が洪水防御を目的として設置する調整池を河川調整池</u> といいます。	同左	流域内	流域から河川への流出量を一時的に貯留することで河川の水位を低下
防災調整池	山林や農地等が宅地や商業施設等に開発されると、雨水が地中に浸透しにくくなり、下流の排水施設や河川への流出量が増加します。防災調整池は、雨水の河川への流出量を一時的に貯留することを目的に設置される施設のことをいいます。 	河川管理者及び 下水道管理者以外	流域内	流域から河川への流出量を一時的に貯留することで河川の水位を低下
遊水地	洪水を一時的に貯めて、河川の水位が上昇した場合に洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域を遊水地または調節池と呼びます。 遊水地には、河道と遊水地の間に特別な施設を設けない自然遊水の場合と、河道に沿って調節池を設け、河道と調節池の間に設けた越流堤から一定規模以上の洪水を調節池に流し込む場合があります。 	同左	河道沿い	河道の流量を一時的に貯留することで河川の水位を低下

・河川法【かせんほう】

河川法とは、河川に関する法律のことをいい、第1条には次の記述があります。

(目的)

第1条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(P.20)

・河川水辺の国勢調査【かせんみずべのこくせいちょうさ】

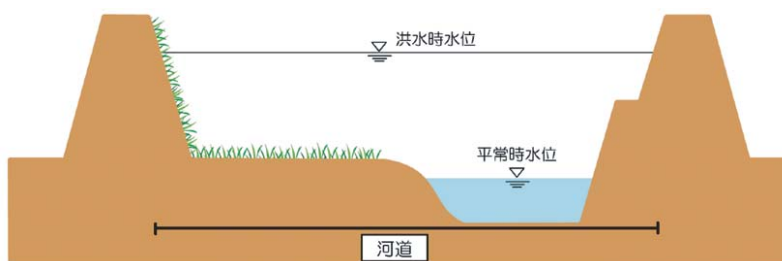
河川水辺の国勢調査とは、定期的、継続的、統一的な河川に関する基礎情報の収集整備を図ることを目的として、国土交通省が全国の主要な河川について平成2年から実施している調査です。この調査では、植生や鳥類・魚類など生物の生息状況、河道の瀬・淵や水際部の状況及び河川の利用状況などを調べ、一般にも公表しています。

(P.32,33,88)

・河道【かどう】

河道とは、平常時もしくは洪水時に流水が流下する区間のことです。

(P.9,11,12,13,14,20,30,35,38,40,48,50,53,61,64,65,66,70,72,73,74,77)



・河道掘削【かどうくっさく】

河道掘削とは、洪水時の川の水位を低下させるため、川底を掘り下げたり高水敷を掘削したりすることです。

(P.48,51)



・川の一里塚【かわのいちりづか】

川の一里塚とは、堤防の天端を広げたり、河川内の用地を活用して、緑陰・ベンチ・案内等を設置したものをいいます。

(P.56,59,60)



・かんがい用水【かんがいようすい】

かんがい用水とは、農業用に必要な水を川・湖などから引いてくる用水のことをいいます。

(P.29)



・環境学習【かんきょうがくしゅう】

環境学習の目的は、「環境とそれに関わる問題に気づき、関心を持つとともに、当面する問題を解決したり、新しい問題の発生を未然に防止するために個人及び社会集団として必要な知識、技能、態度、意欲、実行力等を身につけた人々を育てること」であるとベオグラード憲章（1975年：国際環境教育会議にて採択）に述べられています。

(P.33,34,44,45,46,49,59,66,86)

・環境基準値【かんきょうきじゅんち】

環境基準値とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境に関する基準をいい、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染及び騒音について定められている行政上の目標値です。

(P.26,27,42)

・環境基準類型指定【かんきょうきじゅんるいけいしてい】

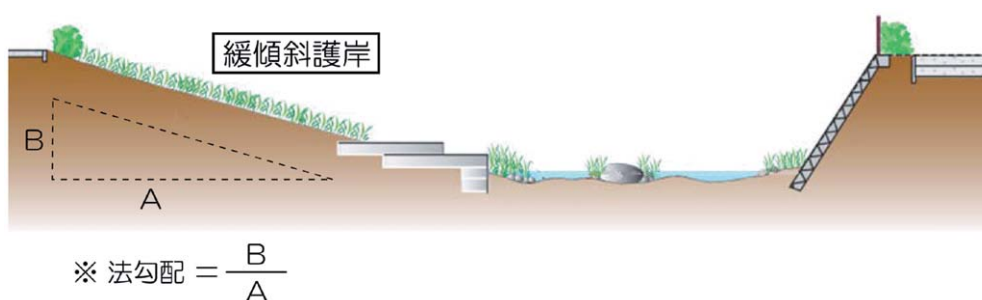
国や地方公共団体が公害防止対策を進めるために、環境の質がどの程度のレベルに維持されることが望ましいという目標が定められており、この目標のことを、環境基準といいます。このうち、水質汚濁に関しては、生活環境の保全に関する基準が定められており、環境基準の2つ以上の類型の中から目標とする類型を指定します。これを類型指定と呼んでいます。

(P.27)

・緩傾斜護岸【かんけいしゃごがん】

緩傾斜護岸とは、法勾配^{のりこうばい}(*)を緩やかにして、川に近づきやすいように配慮した護岸のことをいいます。

(P.9,11,62,63,69,76)



・基準地点【きじゅんちてん】

基準地点とは、洪水を防ぐための計画を作成するときに代表となる地点のことをいいます。この地点で基本高水のピーク流量や計画高水流量を定め、その河川の改修計画を作成します。

(P.20,40,42,82)

・基本高水【きほんたかみず】

河川整備基本方針の中で決定される洪水防御の基本となる流量のことで、基準地点に設定されます。基本高水は、時間変化で表した波形で表現され、その最大流量が「基本高水のピーク流量」です。

(P.20)

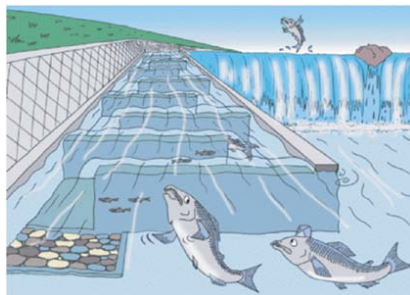
・許可工作物【きょかこうさくぶつ】

許可工作物とは、河川管理者以外の者が河川管理以外の目的で河川区域内に設置する工作物のことです。具体的には、橋梁や道路、グラウンド等が該当し、河川管理者の許可を得て設置されます。

(P.35,77,82,88)

・ 魚道【ぎょどう】

魚道とは、魚などが上下流に上り下りできるように、河川を横断して設置される堰などに作られた水路のことをいいます。

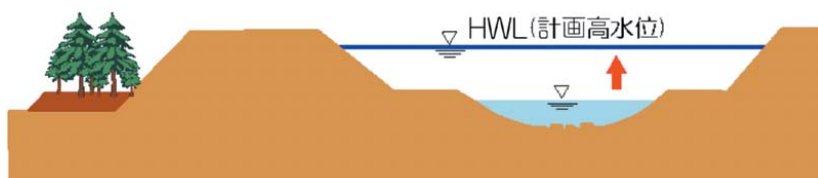


(P.11)

・ 計画高水位【けいかくこうすい】

計画高水位とは、計画高水流量が河川改修後の河道断面（計画断面）を流下するときの水位で、堤防や河道の設計の際に基準となります。HWL（High Water Level）と記述することもあります。

(P.51,61,64,66,68,69,70)



・ 計画高水流量【けいかくこうすいりゅうりょう】

計画高水流量とは、河川整備基本方針の中で決定される洪水防御の基本となる流量のうち、基準地点において発生する基本高水を洪水調節施設により調節し、主要な地点で設定される流量のことです。河道を設計する場合に基本となる流量です。

(P.20)

・ 洪水【こうずい】

台風や前線などによって流域に大雨が降った場合、川の水位が上昇し、川を流れる水の量が急激に増大します。このような現象を洪水といいます。一般には、川から水があふれ、氾濫することを洪水と呼びますが、河川管理上は氾濫を伴わなくても洪水と呼びます。

(はじめに, P.9,16,20,21,35,37,40,48,50,52,53,61,64,70,71,77,80,81,82,83,87,88)



・高水敷【こうすいじき】

高水敷（河川敷）とは、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のことをいいます。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かってしまいます。

(P.9,30,31,33,34,36,44,49,56,57,65,66,87)

※図は、「堤防」を参照

・洪水調節施設【こうずいちょうせつしせつ】

洪水調節とは、一時的に洪水流量の一部を貯めることを言い、下流の河道に流れる流量を減少させることをいいます。洪水調節施設とはそのための施設のことで、ダムや遊水地などが該当します。

(P.9,40,48,65,66,68,70,77,79)

・洪水到達時間【こうずいとうたつじかん】

洪水到達時間とは、雨水が地上に達してから、河川のある地点に洪水として流れ着くまでに要する時間のことをいいます。

(P.21)

・高度処理【こうどしより】

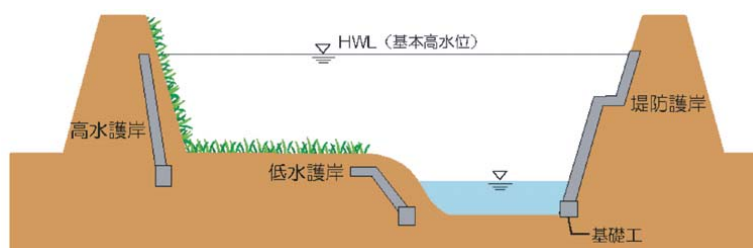
高度処理とは、下水処理において、BOD（有機物）やSS（浮遊物質）を除去した後、さらに浄化するための処理のことをいいます。窒素・リンなどの除去しにくい物質や、BOD・SSをさらに除去することができます。

(P.42)

・護岸【ごがん】

護岸とは、河川の流水による浸食から河岸や堤防を守るために、設けられる施設のことです。堤防法面に施工する堤防護岸と、低水路の乱流を防ぐ低水護岸があります。

(P.9,11,12,13,14,20,29,30,35,41,48,52,55,58,61,62,63,66,68,69,70,71, 他)



・ 国土交通省管理区間【こくどうつうしょうかんりくかん】

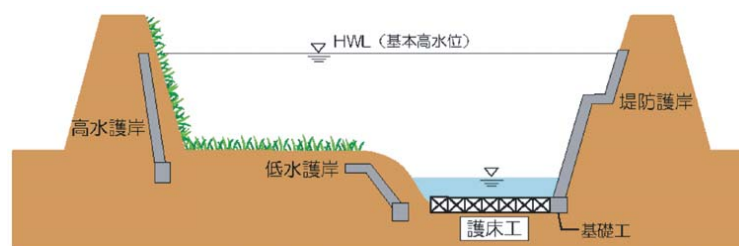
一級水系については国土交通大臣が管理しますが、その中で国土交通大臣が直接管理する区間を管理区間といいます。また、国土交通大臣が指定し都道府県等が管理する区間を指定区間といいます。ただし、鶴見川水系河川整備計画では、誰が管理しているのか、わかりやすくするため、国土交通省管理区間、東京都管理区間、神奈川県管理区間、横浜市管理区間と表記しています。

(P.20,21,32,33,38,40,50,56,78,88)

・ 護床工【ごしょうこう】

護床工とは、川底を流水による浸食から保護するために施す工作物のことをいいます。

(P.73)



～さ 行～

・在来種【ざいらいしゅ】

在来種とは、もともとその地域に生息・生育している生物のことをいいます。

(P.31)

・サブセンター【さぶせんたー】

鶴見川水系河川整備計画においてサブセンターとは、流域の様々な情報を収集提供し、市民活動などの支援を行う拠点となる流域活動センターと連携し、各小流域に設置される活動拠点のことをさしています。

(P.49,56,59,86)

・市街地【しがいち】

市街地とは、人家や商店・ビルなどが建ち並び、農地や自然のままの林・草原などが見られなくなった地域のことをいいます。

(P.1,5,8,9,15,33,35,55,87)

・市街地率【しがいちりつ】

市街地率とは、あるエリア内ですでに市街地となっているエリアの面積の比率のことをいいます。

(P.5)

・支川【しせん】

支川とは、本川に合流する河川のことをいいます。また、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別します。

(P.9,11,12,20,24,26,28,30,32,33,40,42,48,52,55,68,72,82,84)



・自然地【しぜんち】

自然地とは、市街地以外の土地で、主として樹林地や農地のことをいいます。

(P.5,15,45,57,62)

・ 斜面林【しゃめんりん】

斜面林とは、斜面地にある林のことをいいますが、特に都市部では、斜面地だけが開発されず樹林地として残ることが多いので、貴重なものとされている場合があります。

(P.9)

・ 臭気度【しゅうきど】

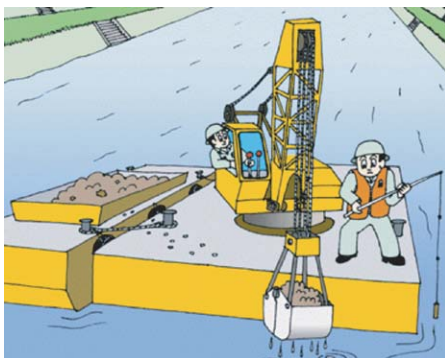
臭気度とは、においを嗅覚で評価して表現する方法で、採取した水を等量の無臭の水で希釈し、嗅覚でにおいを感じることでできる最後の希釈回数のことをいいます。「臭気度＝3」は、「2の3乗＝8倍」希釈を意味します。嗅覚の個人差をなくするため、同一試料について少なくとも5人、できれば10人程度で試験します。

(P.42,43)

・ 浚渫【しゅんせつ】

浚渫とは、一般的に水面以下の掘削をいい、川底に堆積した土砂などを取り除き、元来あるべき深さを回復する工事のことをいいます。

(P.20,77)



・ 親水公園【しんすいこうえん】

親水公園とは、海や河川、用水路などの水辺に親しむために設置された公園のことをいいます。

(P.71)



・ 親水護岸【しんすいごがん】

親水護岸とは、水に親しみやすくすることに配慮した形状の護岸のことをいいます。この護岸は、勾配を緩くしたり階段を設置する等、子どもや高齢者等でも水に触れられるような構造になっています。

(P.13,70,73,74)



・ 親水性【しんすいせい】

親水性とは、水辺が人々に親しみを感じられるようになっていることをいいます。具体的には、河川、湖沼、海岸などで人々が散策、休養、水遊び、釣り、ボート、自然観察などをする際に水や水辺とふれあえる機能のことです。

(P.14)

・ 浸水被害【しんすいひがい】

浸水被害とは、大雨により地域や家屋などが水につかることにより発生する被害のことをいい、地域についてはその面積、家屋については床上・床下の浸水戸数で表現します。道路については、冠水といいます。

(はじめに, P.20,37,41)



・ 浸透機能【しんとうきのう】

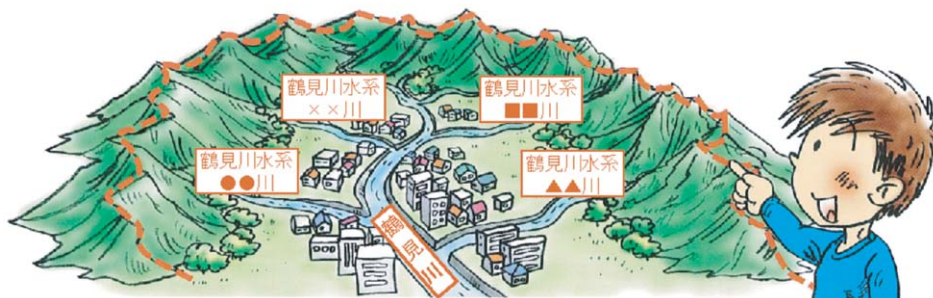
浸透機能とは、降った雨が地下へ浸透できる機能のことをいいます。

(P.55,85)

・水系【すいけい】

同じ流域内にある本川、支川、派川（本川から分かれて流れる河川）およびこれらに関連する湖沼を総称して水系といいます。鶴見川では、矢上川、早淵川、鳥山川、恩田川、梅田川等の10支川を含めて、鶴見川水系と呼びます。

(はじめに ,P.1,6,12,20,38,42,44,48,70,75)



・水質事故【すいしつじこ】

水質事故とは、主に河川において、魚の大量死・異臭・油浮きなどの異常が突発的に発生することをいいます。工場などにおける操作ミスや機械の故障による河川への化学物質の流出や、廃棄物の不法投棄などが原因の多くとなっています。

(P.36,85,88)



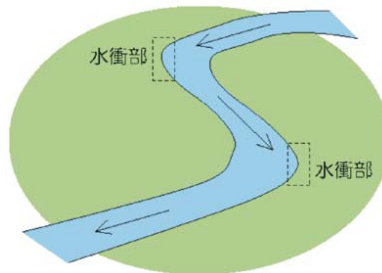
・水質指標【すいしつしひょう】

水質指標とは、分析を行い得られる定量的なデータの基準のことで、代表的な水質指標にはDO（溶存酸素量）やBOD（生物化学的酸素要求量）などがあります。また、最近では、定性的な基準についても研究されており、鶴見川では「水質のふれあい等級」を進めています。

(P.42,43,55)

・水衝部【すいしょうぶ】

水衝部とは、河道の湾曲部などで水の流れが強くあたる箇所、洗掘が生じやすい区間のことをいいます。



(P.61)

・水防活動【すいぼうかつどう】

川が大雨により増水した場合、河川などの巡視を行い、堤防などに危険な箇所が見つければ、壊れないように土のうを積んだりすることで堤防を守り、被害を未然に防止・軽減することを水防活動といいます。



(P.80,82)

・スロープ【すろーぷ】

スロープとは、段差が生じる部分につける傾斜面あるいは坂路のことをいいます。堤防などでは、階段と併用して坂路を設置することで車椅子による移動が可能となり、福祉・高齢化社会への対応設備として必要性が高まっています。

(P.56,59,86)

・生息・生育・繁殖【せいそく・せいいく・はんしょく】

生息とは、生物が生きて生活することをいいます。

生育とは、主に植物に用いる言葉で、植物が伸長して大きくなることをいいます。

繁殖とは、動物・植物が生まれ殖えること、また、生殖により生きものの個体が殖えることをいいます。

(P.14,15,30,31,37,42,44,45,48,51,57,62,66,69,70,71,74,75,86,88)

・生態系【せいたいけい】

生態系とは、川、沼、水田、山林など、あるまとまりを持った自然環境と、そこに生息するすべての生きもので構成される一体の環境のことをいい、これらを取りまく非生物的環境要因（太陽光、降雨など）も含まれます。

(P.45,86)

・生物多様性【せいぶつたようせい】

生物多様性とは、自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地球の様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念です。生物多様性の保全とは、様々な生きものが相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいいます。

(P.37,44,45,46,48,56,57,86)

・堰【せき】

堰とは、農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために、河道内に設置する工作物のことです。固定堰と可動堰があります。

(P.42,49,56,61,64,72,73,75)

・絶滅危惧種【ぜつめつきぐしゅ】

絶滅危惧種とは、日本で絶滅のおそれのある生物種の現状を明らかにした、環境省レッドデータの「旧」分類の一つで、その定義は「絶滅のおそれのある種」です。現在、この“旧絶滅危惧種”は「絶滅危惧Ⅰ類」となり、その定義は「絶滅の危機に瀕している種」です。なお「絶滅危惧Ⅰ類」は、「絶滅危惧ⅠA類」と「絶滅危惧ⅠB類」の2つに分けられ、その定義は、前者は「ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種」、後者は「ⅠAほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種」です。

(P.32)

・洗掘【せんくつ】

洗掘とは、激しい川の流れにより、河岸や河床が掘られたり削られたりする現象のことをいいます。削られた箇所が広がることで破堤を引き起こすことがあります。

(P.61,64)

・雑木林【ぞうきばやし】

雑木林とは、人里の近くに存在する森で日常的に人の手が加えられたもののことをいいます。よく管理された雑木林は、自然の森に比べて生物多様性が高いともいわれています。

(P.14,62)

・総合治水対策【そうごうちすいたいさく】

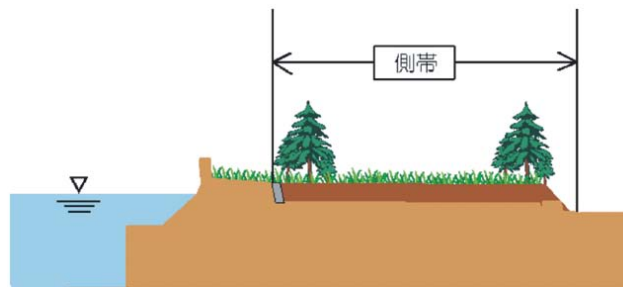
総合治水対策とは、急激な都市化によって雨水の河川への流出量が増加したことに対する治水対策で、河川整備（河道改修や遊水地建設など）とともに、流域対策（雨水流出量の抑制）、下水道対策（雨水貯留管の整備）を行うことによって治水安全度の向上を図るものです。

（はじめに, P.21,40）

・側帯【そくたい】

側帯とは、堤防を安定させるためや、非常用の土砂などを備蓄したりするために、堤内地側に土砂を積み上げた部分のことをいいます。

（P.53,54）



～た 行～

・ 台地【だいち】

台地とは、崖によって低地との境となる、表面の平坦な台状あるいは階段状の地形のことをいいます。

(P.1,2,8,16)

・ 高潮【たかしお】

高潮とは、台風等により気圧が低くなり海面が吸い上げられたり、海面が強風で吹き寄せられたりして、湾内の海面が普段よりも高くなることをいいます。

(P.20,35,37,40,41,48,50,77,82)



・ 蛇行【だこう】

蛇行とは、河川が曲がりくねってS字状に流れることをいいます。

(P.9,16,61,62,69)

・ 多自然川づくり【たしぜんかわづくり】

多自然川づくりとは、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生き物の良好な生息・生育・繁殖環境をできるだけ改変しない、あるいは改変せざるを得ない場合においても最低限の改変にとどめるとともに、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指す川づくりのことをいいます。例えば、魚類の生息に重要な瀬と淵の創出、木や石を用いた空隙のある多様な水辺環境の創出、護岸表面の覆土等による緑化などがあります。

(P.44)



・玉石積み護岸【たまいしづみごがん】

玉石積み護岸とは、表面を玉石積みにし、その内部に粗石を詰めた構造の護岸のことをいいます。

(P.14)

・地下水【ちかすい】

地下水には、地表から数十 m 程度に存在する浅層地下水と、地上から 200m 以上深い位置に存在する深層地下水があり、本文中では前者のことをさしています。

(P.3)

・地下水涵養【ちかすいかんよう】

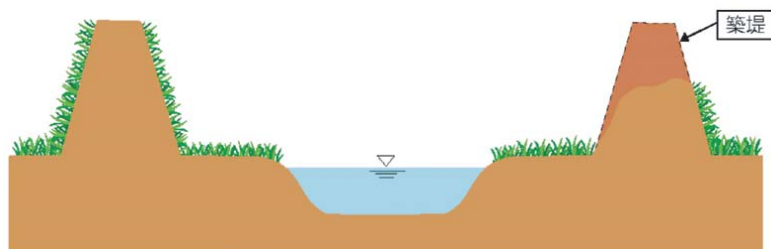
地下水涵養とは、地表水が地中へ浸透し浅層地下水に供給されることをいいます。都市化により地中への浸透量が減少したり、地下水の揚水量が涵養量を上回ることによって地下水位低下が起こり、地盤沈下、井戸の枯渇、地下水塩水化などの問題が生じます。

(P.55)

・築堤【ちくてい】

築堤とは、堤防をつくることをいいます。

(P.11,13,20,21,48,50,52,66)



・治水【ちすい】

治水とは、河川の氾濫・高潮等から、住民の生命と財産・社会資本基盤を守ることをいいます。具体的には、堤防・護岸・ダム・遊水地などの整備や、河道浚渫等が含まれます。

(はじめに, P.1,15,20,21,37,39,45,47,51,53,59,62,66,70)

・治水安全度【ちすいあんぜんど】

治水安全度とは、洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合い（治水安全度と呼ぶ）を表すもので、この計画の目標とする値です。一級河川の主要区間の計画規模は 1/100 ～ 1/200、言いかえるなら、平均して 100 年～ 200 年に一度の割合で発生する洪水流量を目標に整備されています。

(P.21,66)

・沖積低地【ちゅうせきていち】

沖積地とは、河川の洪水によって運ばれてきた土砂が堆積してできた土地のことです。その沖積地の中で、浸水被害を受けやすい低い土地を沖積低地といいます。

(P.1,2,8)

・調整池【ちょうせいち（ちょうせいいけ）】

調整池とは、雨水を一時的に貯めることによって、河川の流量が急激に増加しないよう調整する機能を持った施設のことであり、防災調整池ともいいます。平時はレクリエーションなどの利用もできる多目的な施設もあります。また、河川管理者が洪水防御を目的として設置する調整池を河川調整池といいます。（用語集 P.6 比較表参照）

(はじめに, P.48,50,53,55,67,72,73)

・鶴見川流域水マスタープラン【つるみがわりゅういきみずますたーぷらん】

鶴見川流域水マスタープランとは、健全な水循環を実現することで、治水、環境、利水など、鶴見川が抱える諸課題を総合的に解決するため、市民・企業・行政等が一体となって行うプランのことです。平成 16 年 8 月に策定され、具体的には、「洪水時水マネジメント」「平常時水マネジメント」「自然環境マネジメント」「震災・火災時水マネジメント」「水辺ふれあいマネジメント」の 5 つのテーマに沿って実施していきます。

(はじめに, P.15)

・低水護岸【ていすいごがん】

低水護岸とは、流水や雨、あるいは波の作用によって高水敷が浸食されないように、低水路の河岸をコンクリートブロックや自然石を張って保護したものをいいます。

(P.45,52)

※図は、「護岸」を参照

・低水流量【ていすいりゅうりょう】

低水流量とは、1 年を通じて 275 日はこれを下らない流量のことをいいます。

(P.24,25)

・堤内地【ていないち】

堤内地とは、堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側のことをいいます。
反対に、川側を堤外地といいます。

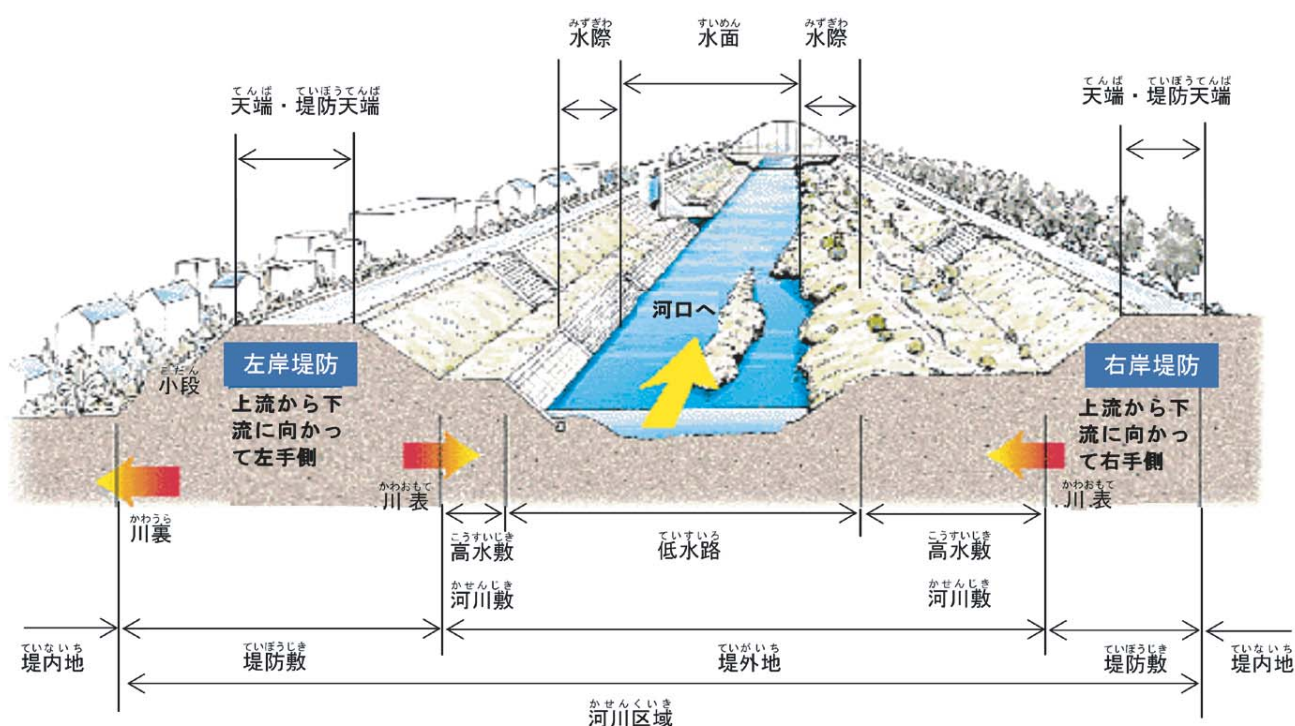
(P.51)

※図は、「堤防」を参照

・堤防【ていぼう】

堤防は、洪水を川の外に溢れさせず、水害から人々を守るための人工構造物であり、計画高水位以下の水位の洪水を安全に流下させるように設計されています。

(P.33,35,41,51,53,77,82)



・堤防天端【ていぼうてんば】

堤防天端とは、堤防の頂部の平坦なところのことをいい、ある程度の幅をとり、河川管理用の通路が設けられていることが多く、散策路としても利用されます。

(P.33,41,44,49,59,81)

※図は、「堤防」を参照

・堤防法尻【ていぼうのりじり】

堤防法尻とは、堤防の法面が地盤に接する部分のことをいいます。

(P.46)



・伝統工法【でんとうこうほう】

洪水から住民の生命と資産を守るための治水対策については、古くから重要な事業であり、河川の特성에 応じた工法を模索してきた土木技術です。このように、古くから継承されてきた知恵と経験により、川にある木や石といった自然の素材をうまく利用しながら洪水対策を行う技術のことを伝統工法といいます。

鶴見川の東京都管理区間でイメージしているのは主に木工沈床や蛇籠になります。防災・維持工事では水衝部等における根固めなどに用いることが想定されます。

(P.62)

・天端【てんば】

頂部の平坦な所をいいます。堤防天端など施設・構造物などの頂部をさします。

(P.33,41,44,49,52,59,81)

※図は、「堤防」を参照

・透視度【とうしど】

透視度は、水の中に含まれる浮遊物質やコロイド性物質などによる濁りの程度を示す指標のことをいいます。

(P.42,43)

・特定都市河川浸水被害対策法【とくていとしかせんしんすいひがいたいさくほう】

特定都市河川浸水被害対策法とは、著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川およびその流域について、総合的な浸水被害対策を講じるため、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出抑制のための規制、都市洪水想定区域などの指定・公表などを定めた法律のことをいいます。

(はじめに)

～な 行～

・内水【ないすい】

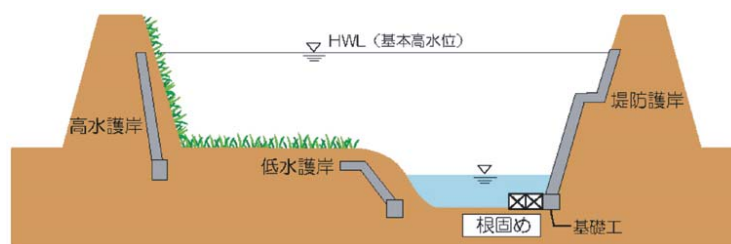
内水とは、河川の水位が上昇すると、堤内地側の自然排水が困難となり、浸水が溜まってしまふことをいいます。

(P.16,17)

・根固め【ねがため】

根固めとは、護岸の基礎工が流れて洗掘されないよう護岸の根元をおさえる構造物のことをいいます。

(P.52,73)



・根継ぎ護岸【ねつぎごがん】

根継ぎ護岸とは、既に施工した護岸が河床の低下により、根入れが不足する（剥がれやすくなる）場合に、さらに深く継ぎ足した護岸のことをいいます。

(P.12,73)

～は 行～

・バク【ばく】

バクとは、中南米や東南アジアの森林や水辺のやぶの中に生息する体長 200 ～ 250cm の大型のほ乳類で体型は卵形の流線型で、四肢は太く短く、また悪夢を食べてくれるという伝説のある動物です。鶴見川流域は、その形が斜め左後ろからみたバクに似ているところから、市民活動や行政の啓発活動において、バクを鶴見川流域のキャラクターとして使っています。

(はじめに)



・ハザードマップ【はざーどまっぷ】

ハザードマップとは、過去の水害の範囲や台風などの自然災害が起こった時に何を持ってどこに避難すればよいかなどがわかりやすくまとめてある資料のことをいい、洪水ハザードマップや、津波ハザードマップ等があります。洪水ハザードマップは、河川管理者が作成する浸水想定区域図をもとに、自治体が作成するものであり、堤防が決壊した場合に予想される「浸水の区域」や「浸水の深さ」、危険が迫った場合の「避難所」などが示されています。

(P.35,81)



・ビオトープ【びおとーぷ】

ビオトープとは、ドイツ語で生物生息空間のことですが、一般に自然またはそれに近い動植物の生息場所のことをいいます。近年、公園や学校の校庭、ビルの屋上、調整池などに動植物の生息場所を人為的に作り、まちの中で生きものとふれあえる環境づくりの方法として様々なビオトープができています。

(P.58,72,75,76)



調整池ビオトープ



学校ビオトープ



屋上ビオトープ

・干潟【ひがた】

干潟とは、海岸部に発達する砂や泥により形成された低湿地が、ある程度以上の面積で維持されている場所のことで、潮汐による海水面の上下変動があるので、時間によって陸地と海面下になることを繰り返す地形のことをいいます。ここには、川と海からのさまざまな栄養物質が推積し、多くの微生物や底生動物が生息し、それを餌とする渡り鳥も数多く飛来します。これら微生物が有機汚濁を分解するなど、干潟の水質浄化機能も注目されています。

(P.49,56,57)

・光ファイバー【ひかりふあいばー】

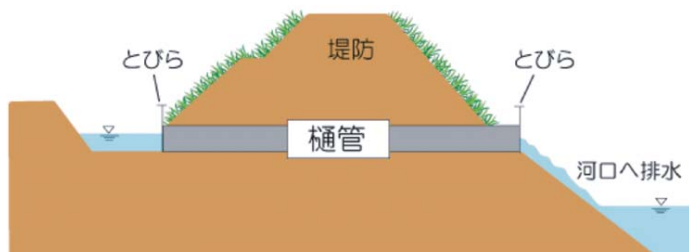
光ファイバーとは、光信号で通信を行う伝送路のことです。材料は石英ガラスやプラスチックを使用し、従来の銅製のケーブルの約 1000 倍の大量伝送が可能で、電磁誘導の影響を受けにくいため、正確に早く情報を伝送できます。また、曲げやすい、断面積が小さいなどの特徴もあります。

(P.35,80)

・樋管【ひかん】

樋管とは、堤防などを横切って本川の水を取水したり支川の水を本川に合流させるために、設けられる施設のことです。比較的規模の大きいものを樋門、小さいものを樋管と呼んでいます。

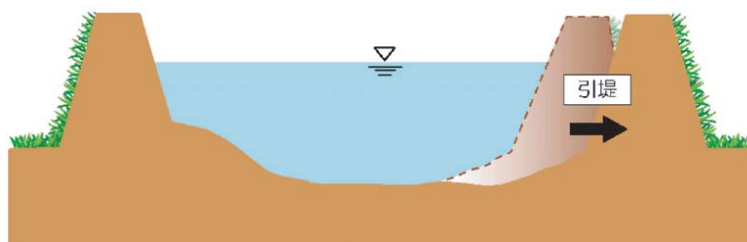
(P.35,67,77)



・引堤【ひきてい】

引堤とは、川幅が狭い場合に、これを広げるために堤防を堤内地の方に移動させてつくりかえることをいいます。

(P.51)



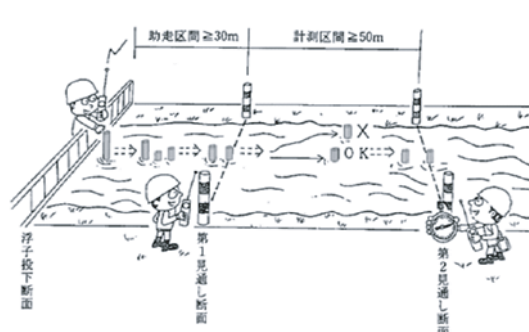
・浮子【ふし】

浮子とは、高水流量観測の浮子観測^(*)において、流速を計測するため、橋梁などから河川に投下する棒状の器具のことをいいます。

(P.77)

(*)浮子観測【ふしかんそく】

浮子観測とは、河川の流量を観測する1手法であり、投下した浮子が一定区間の距離（見通し間距離）を流下するために要した時間を観測し、その時間と見通し間距離から流速を算定して、その流速と河川の断面積を乗ずることにより流量を得る観測方法です。



・プロムナード【ぷろむなーど】

プロムナードとは、歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間のことをいいます。「遊歩廊」ともいいます。



(P.75)

・防災拠点【ぼうさいきょてん】

防災拠点とは、災害予防対策の指示、資機材・食糧などの備蓄、被災者の受け入れを行うなど、防災活動の中枢を担う拠点のことです。段階的に、防災中枢拠点、防災副拠点、防災地区拠点、拠点避難所、避難所が位置づけられています。

(P.53,54,56,59,78,81)

・防災調整池【ぼうさいちょうせいち（ぼうさいちょうせいいけ）】

山林や農地等が宅地や商業施設等に開発されると、雨水が地中に浸透しにくくなり、下流の排水施設や河川への流出量が増加します。防災調整池は、雨水の河川への流出量を一時的に貯留することを目的に設置される施設のことをいいます。(用語集 P.6 比較表参照)

(はじめに, P.21)



・放水路【ほうすいろ】

放水路とは、治水対策として河川の途中から分岐して新川やトンネルを開削し、直接海や他の河川、あるいは元の本川に放流する人工水路のことをいいます。分水路と呼ばれることもあります。

(P.20,53)

・ボランティア【ぼらんていあ】

ボランティアとは、個人の意志により自発的に社会事業活動に無報酬で参加することや、それを行う人のことをいいます。

(P.36,87,88)

・掘込み河道【ほりこみかどう】

掘込み河道とは、地盤高が高く堤防を設ける必要のない河道状況のことをいいます。

(P.9,11,12,13,14)

・本川【ほんせん】

本川とは、同じ流域を流れる河川の中で、河川流量・河川延長・流域面積の大きさなどからもっとも重要と考えられる、あるいは最大の河川のことをいいます。対する用語としては、支川があります。

(P.9,11,20,24,25,27,30,31,32,33,48,52,70)

※図は、「支川」を参照

～ま 行～

・ みお（滞）筋【みおすじ】

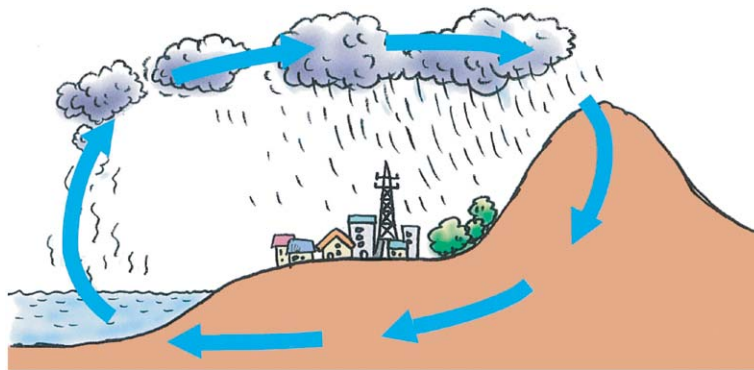
滞筋とは、川の中で平常時でも水が流れている深い部分のことをいいます。

(P.72,74,75)

・ 水循環【みずじゅんかん】

水循環とは、地表・海面から蒸発した水蒸気が、雨となって地表に降り、一部は地下水になって川を流れて海に至るという循環を繰り返す、この循環の経路のことをいいます。

(はじめに, P.15,37,38,48)



・ 水循環系【みずじゅんかんけい】

「水循環」の項で説明したように、水循環は、自然的にも人工的にもさまざまな要素によって構成されています。それらの要素を相互関連性あるいは因果関係としてとらえること、言い換えれば、システムとしてとらえることが重要です。水循環を様々な構成要素からなるシステムとしてとらえるという立場から、「水循環システム」あるいは「水循環系」という用語を使います。

(はじめに, P.15,37,38)

・ 水と緑のネットワーク【みずとみどりのねっとわーく】

水と緑のネットワークとは、川や海、用水路、池などの「水」と樹林、畑、水田、公園、街路樹などの「緑」とを連続することによって、生態系にとって良好な環境である状態をいいます。

(P.44,48,56,58,75)



・水辺の楽校【みずべのがっこう】

水辺の楽校とは、NPO・ボランティア団体などの地域の方々と協力しながら、水辺が自然体験や遊びの場として活用されるような仕組みのことです。子どもたちが自然と出会える安全な水辺を創出するため、自然の状態を極力保全したり、瀬や淵、せせらぎなどの自然環境を創出し、さらにアクセス改善のための緩傾斜河岸の整備などを行います。

(P.49,86)



・無機物・有機物【むきぶつ・ゆうきぶつ】

無機物とは、有機物を除いたすべての物質（金属・塩類・水、水素・酸素・窒素などの各種の気体）のことをいいます。

有機物とは、生物体を構成・組織する、炭素を主な成分とする物質のことをいいます。

(無機物 P.26、有機物 P.28,42)

・モニタリング【もにたりんぐ】

モニタリングとは、監視・観察の意味で使われ、日常的・継続的な点検のことをいいます。

(P.36,50,55,82,88)

・盛土【もりど】

盛土とは、地盤上に土を盛り立てて構築した土構造物のことをいいます。これまで水田として利用していた土地を、畑地とする場合もこれに該当します。

(P.21,54)

～や 行～

・ 谷戸【やと】

谷戸とは、丘陵地の谷間の、森や沼池や小川の原流などがある豊かな自然環境のことをいいます。三方を高さ数十メートルの丘陵に囲まれた小川の源流域で、幅は数百メートル程度、奥行きは数キロ程度となっています。関東地方、特に多摩丘陵地区（東京都多摩地方、神奈川県東部）の地名に〇〇谷戸というように用いられることが多いです。

(P.1,3,7,14,28,30,39,62)



・ 湧水【ゆうすい】

湧水とは、泉とも呼ばれ、地中にある地下水が自然に出口を見つけてわき出したものをいいます。

(P.3,30,55)

・ 遊水機能【ゆうすいきのう】

遊水機能とは、河川沿いの田畑などにおいて雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことをいいます。

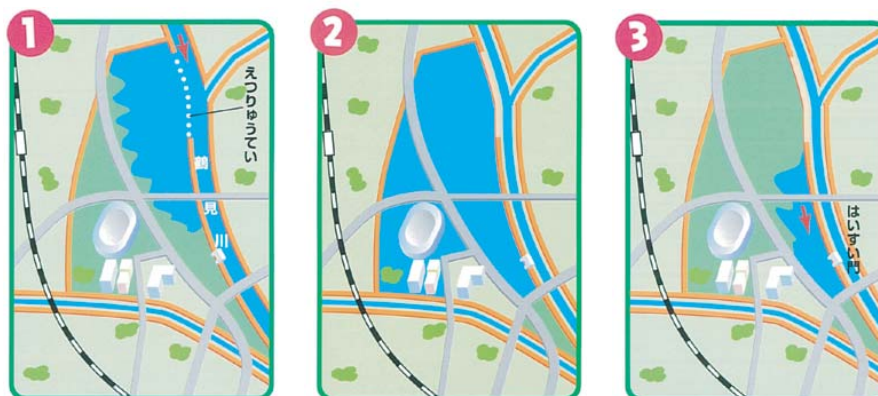
(P.5,15,16,40)

・遊水地【ゆうすいち】

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域を遊水地または調節池と呼びます。

遊水地には、河道と遊水地の間に特別な施設を設けない自然遊水の場合と、河道に沿って調節池を設け、河道と調節池の間に設けた越流堤から一定規模以上の洪水を調節池に流し込む場合があります。（用語集 P.6 比較表参照）

（はじめに, P.8,9,12,20,21,48,50,53,56,65,66,67,72,75,78,79,83,84）



・ユニバーサルデザイン【ゆにばーさるでざいん】

ユニバーサルデザインとは、敷地や施設の計画・設計をする際、高齢者・障害者・妊婦・子ども等を含んだ全ての人が理解、利用のしやすいデザインにする考え方のことをいいます。

（P.49,59,86）

～ら 行～

・落差工【らくさこう】

河床の洗掘を防いで河川の勾配を安定させるために、河床に段差をつけた構造物のことを落差工といいます。



(P.11,61,62,64,69,71)

・利水【りすい】

利水とは、生活、農業、工業などのために水を利用することをいいます。

(はじめに, P.1,15,37,45)

・リバーカウンセラー【りばーかうんせらー】

リバーカウンセラーとは、河川に詳しい学識経験者等のことをいいます。鶴見川では、リバーカウンセラーを選定・委嘱し、河川の現地視察、意見交換等を通じて、学術と技術の交流を図っています。

(P.80)

・リバーシビックマネージャー制度【りばーしびっくまねーじゃーせいど】

リバーシビックマネージャー制度とは、河川管理者と住民の協働により河川の維持管理を実施することを目的として、国土交通省京浜河川事務所が平成12年度に創設した制度です。

(P.88)

・流域【りゅういき】

流域とは、降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のことをいいます。集水区域と呼ばれることもあります。

(はじめに, P.1,2,3,4,5,6,7,9,11,12,13,14,15,16,17,20,21,24,26,29,32, 他)

・流域対策【りゅういきたいさく】

流域対策とは、流域内に雨水貯留施設や各家庭に雨水浸透ますなどを設置して、雨水が河川へ流れ込む量を一時的に抑える対策のことをいいます。

(はじめに, P.21)

・流域ツーリズム【りゅういきつーりずむ】

流域ツーリズムとは、鶴見川流域水マスタープランの中で定義された言葉で、鶴見川流域に暮らす人々が流域の多彩な環境・文化拠点を訪ね、体験し、学び、その恵みを受けるとともに、流域の環境保全や都市再生の活動に参加し、流域でのより充実した暮らしを送るしくみをつくることです。

(P.44,49)

・流下能力【りゅうかのうりよく】

流下能力とは、現在の河道の状況（堰の存在や土砂の堆積、樹木の繁茂など）に対して、どれくらいの洪水を安全に流せるのかを流量で表したものです。

(P.61,64,69,70,71,74)

・流量【りゅうりょう】

流量とは、河川を流れる水量のことをいいます。

(P.15,17,20,24,25,40,42,48,50,51,53,55,61,64,66,68,69,70,71,73,74,75,77,84,85)

・レッドデータブック【れっどでーたぶっく】

レッドデータブックとは、環境省が、日本で絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況等を取りまとめたものです。また、各都道府県においても、レッドデータブックの作成を行っている所が多くなっています。

(P.32)

～わ 行～

・ワンド【わんど】

ワンドとは、河川や湖沼にできた池状の入り江のことをいいます。流れが緩やかなため、さまざまな生きものの良好な生息場になっています。

(P.9,11,49,69)



～その他～

・ BOD【びーおーでいー】

BOD (Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量) とは、水中の好気性微生物の増殖や呼吸によって消費される酸素量のことをいいます。水の有機物汚染が大きければその有機物を栄養分とする微生物の活動も活発になり、微生物によって消費される酸素の量も増加します。従って、BODの数値が大きければ水中の有機物汚染が大きいことを示し、海や川の汚染度を表す指標とされています。

(P.26,27,28,42,43)

・ C-BOD【しーびーおーでいー】

C-BODとは、有機物の分解にかかわるBODのことで、有機物の濃度の指標となります。

(P.28,43)

・ CCTV【しーしーていーびー】

CCTV (Closed Circuit Television) とは、不特定多数を対象にしたオープンなTV放送に対して、限られた対象で送受される業務用TVシステムのことをいいます。CCTVは、ダムや河川管理の補助として、日常の河川空間の状況、または洪水時の流況を把握するため、各ダムや河川に設置し、工事事務所等や整備局で監視・操作ができるように光ファイバーなどを用いた優先カメラです。

(P.80)

・ N-BOD【えぬびーおーでいー】

N-BODとは、水中のアンモニウムイオンが硝化反応によって硝酸イオンに酸化されるときに消費される酸素にかかわるBODのことをいいます。水中の有機物の濃度が低くても、アンモニウムイオンの濃度が高ければBODの値は大きくなってしまいますので、BODをC-BODとN-BODに分離して指標とするべきとの指摘もあります。

(P.26,28,42)

・ PCB【ぴーしーびー】

PCBとは、ポリ塩化ビフェニル (Polychlorinated Biphenyl) の略称で、炭素、水素、塩素からなる、工業的に合成された油状 (白色の結晶状の物もあります) の物質のことをいいます。化学的に安定などの性質を有しているため、電気機器の絶縁油や熱媒体などに使用されてきました。

(P.53)